

広島県告示第二十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾小用港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年一月二十五日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県広島港湾振興事務所港営課において縦覧に供する。

令和四年一月十三日

小用港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾小用港放置等禁止区域

1 切串港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 江田島市江田島町の国土地理院四等三角点「幸之浦」（北緯三四度一七分一五秒六六七三、東経一三二度二七分三六秒八〇九四、標高三・四九メートル）

基点一 基準点から九六度一六分一五秒の方向一、〇七八・五〇メートルの点

基点二 基点一から六二度〇五分三一秒の方向一三〇・五三メートルの点

基点三 基点二から七四度二七分三七秒の方向七一八・六八メートルの点

2 小用港旅客ターミナル地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 江田島市江田島町の国土地理院四等三角点「小用」（北緯三四度一五分五一秒三〇二七、東経一三二度二九分三一秒二三三八、標高二三一・一三メートル）

基点一 基準点から一五二度四二分一七秒の方向八七三・六五メートルの点

基点二 基点一から一一八度五〇分二五秒の方向一五五・二二メートルの点

基点三 基点二から一八九度五九分一七秒の方向五七八・七〇メートルの点

基点四 基点三から二二三度三四分五五秒の方向七〇六・五四メートルの点

3 秋月栈橋地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 江田島市江田島町の国土地理院三等三角点「秋附」（北緯三四度一三分三五四秒三〇五八、東経一三二度二九分一二秒六四七〇、標高一七九・五六メートル）

基点一 基準点から六八度二七分二四秒の方向四六一・四六メートルの点

基点二 基点一から八九度五六分一九秒の方向二四五・〇五メートルの点

基点三 基点二から三五八度三五分二二秒の方向二七三・三一メートルの点

基点四 基点三から三二八度〇五分四九秒の方向八〇・九八メートルの点

二 地方港湾小用港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物